

令和3年度  
久喜市住宅用エネルギーシステム  
設置費補助金

【申請の手引き】

【問合せ】

久喜市役所 環境経済部 環境課 環境企画係  
〒346-0192

久喜市菖蒲町新堀38番地（菖蒲総合支所3階）

（電話）0480-85-1111 内線364

（FAX）0480-85-1788

（E-mail）[kankyo@city.kuki.lg.jp](mailto:kankyo@city.kuki.lg.jp)

久喜市では、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを目指しており、地球温暖化防止への寄与を目的として、住宅用太陽光発電システム等の再生可能エネルギーや省エネルギー機器を導入した場合には、その設置費の一部を助成しています。

この助成を希望される方は、「久喜市住宅用エネルギーシステム設置費補助金交付要綱（市ホームページでご確認ください。）」と、この【申請の手引き】を参考に手続きをしてください。

## 1 申請のできる方

次のいずれかに該当する方が対象となります。

- ・申請者が所有、もしくは申請者と生計を一にする方が所有し、自ら居住する市内の住宅の屋根等に補助対象機器を設置する。
- ・申請者もしくは申請者と生計を一にする方が、市内に自ら居住するための住宅を新築し、当該住宅に補助対象機器を設置する。
- ・市内に存する補助対象機器が設置された建売住宅を、自ら居住するために購入する。

## 2 申請条件

次の条件をすべて備えた方が対象となります。

- ・過去に、同一の補助対象機器に係る補助金の交付を受けていない。
- ・申請者及び申請者と生計を一にする方が、前年度までの市税（国民健康保険税を含む）を滞納していない。
- ・補助対象機器を設置前に申請できる。（着工前申請）  
※補助対象機器が設置された建売住宅を購入した場合は、入居前に申請できる。
- ・契約書の契約日が令和3年4月1日以降である。
- ・実績報告書の提出時に、補助対象機器を設置した久喜市内の住宅に住民票がある。

(注 意)

- ・令和4年3月8日(火)午後5時までに、環境課にすべての必要書類を添付した実績報告書を提出できない場合は、補助金を交付することはできません。
- ・法人及び賃貸住宅は、補助対象外です。
- ・併用住宅に居住する方の場合は、当該住宅の住宅部分の床面積が総床面積の2分の1以上であるものに限りです。

### 3 補助対象機器

この補助金の対象機器は、次のもののうち、未使用のものです。  
なお、別々の機器を同時に申請することは可能です。

#### (1) 住宅用太陽光発電システム

- 太陽光を、太陽電池を用いて直接的に電力に変換するシステム。  
※住宅の屋根等の設置については、自ら所有、もしくは生計を一にする方が所有する住宅と同一敷地内の納屋や駐車ガレージの屋根もしくは庭に設置するものを含む。ただし、自ら所有、もしくは生計を一にする方が所有する住宅に接続すること。
- 電力会社の低圧配電線と逆流のある系統連系（太陽光発電システムによる発電量のうち当該住宅における使用量を超える余剰電力が生じた場合に、これを商用電力に送電できるよう当該太陽光発電システムを商用電力と連系させていることをいう。）に関する契約を締結している。
- 電力会社と電灯契約（電灯または小型機器を使用する需要に関する契約をいう。）を締結している。
- 太陽電池容量（日本産業規格に基づいて算出された太陽電池モジュールの最大出力の合計値をいう。）が10キロワット未満のもの。

## (2) 太陽熱利用システム

- 太陽熱エネルギーを集熱器に集めて給湯に利用する集熱器と貯湯槽が一体型のシステム。または、太陽熱エネルギーを集熱器に集めて給湯や空調に利用するシステムで、集熱器及び蓄熱槽が独立して設置され、動力を用いて水、または熱媒を強制循環させるシステム。

## (3) 家庭用燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム）

- ガス等から燃料となる水素を取り出して、空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用するシステム。

## (4) 自然冷媒ヒートポンプ給湯器（エコキュート）

- 自然冷媒（CO<sub>2</sub>等）を使用する空気熱源方式のヒートポンプ式給湯器。

## (5) 潜熱回収型ガス給湯器及びハイブリッド給湯器（エコジョーズ等）

- 潜熱を回収するための熱交換器を備えている給湯器、またはこれとヒートポンプ式を組み合わせた給湯器。

## (6) 定置型リチウムイオン蓄電池

- 再生可能エネルギーにより発電した電力、または夜間電力などを繰り返し蓄え、停電時など必要に応じて電気を活用することができる装置。

## (7) 家庭用エネルギー管理システム（HEMS）

- 省エネ機器や家電などをネットワーク化し、エネルギー使用量を管理・制御できる装置。

## (8) 電気自動車等充給電設備（V2H）

- 電気自動車等に搭載された蓄電池と宅内の分電盤を接続することで、電気自動車等と住宅とで電気を融通し合うことができる装置。

#### 4 補助対象となる経費

補助対象機器の購入及び設置に係る経費（消費税を除く）

※ 補助対象機器の購入及び設置に係る経費が補助金額に満たない場合は、補助の対象外となります。

#### 5 補助の内容

補助対象機器	補助金の額
太陽光発電システム	60,000円
太陽熱利用システム	15,000円
家庭用燃料電池コージェネレーションシステム (エネファーム)	40,000円
自然冷媒ヒートポンプ給湯器 (エコキュート)	20,000円
潜熱回収型ガス給湯器及びハイブリッド給湯器 (エコジョーズ等)	10,000円
定置型リチウムイオン蓄電池	65,000円
家庭用エネルギー管理システム (HEMS)	5,000円
電気自動車等充給電設備 (V2H)	50,000円

#### 6 申請の受付期間

「住宅用エネルギーシステム設置費補助金交付申請書 (様式第1号)」  
に必要書類を添付の上、受付期間内に環境課の窓口へ直接、または環境  
課あてに郵送 (12月28日午後5時必着) してください。

受付期間
令和3年5月6日 (木) ~ 令和3年12月28日 (火)

## 【郵送先】

〒346-0192

久喜市菖蒲町新堀38番地 菖蒲総合支所内

環境課 環境企画係 あて

## (注 意)

- ・すべての添付書類が整わない場合は、受け付けできません。
- ・着工前申請が原則ですが、受付開始日前（4月1日～5月5日の間）に、補助対象機器を契約し設置をされた場合に限り、着工後であっても申請を受け付けします。  
ただし、この間であっても、**補助対象機器の設置前**及び**設置後の写真**は、必ず撮影し、保管してください。すべての添付書類をご用意できない場合は、補助金を交付することはできません。
- ・補助金の申請受付後は、補助対象機器の設置工事をしていただいて構いません。
- ・久喜市役所本庁舎、栗橋総合支所及び鷲宮総合支所では、申請書類を受理することはできません。

## 7 予算額

予 算 額
1,500万円

## 8 抽選

受付期間中に、補助金の交付申請の総額が予算額を上回った場合は、受付期間終了後、申請いただいた各補助対象機器を対象に見学希望者立会いのもと、抽選を行います。

したがって、申請いただいたすべての機器が、補助対象とはならない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

なお、抽選番号は補助対象機器の受付番号となります。

日 時	会 場・定 員
令和4年1月17日（月） 午後1時30分～3時30分	菖蒲総合支所 4階 第1集会室 20人（先着順）

- ・抽選の日時、会場等を変更する場合や抽選結果については、市のホームページでお知らせします。
- ・抽選は、必ず出席いただく必要はありません。

## 9 交付・不交付決定

受付期間終了後、申請された補助対象機器ごとに、補助金の交付または不交付を決定し、その結果を「住宅用エネルギーシステム設置費補助金交付・不交付決定通知書（様式第2号）」により通知します。

※ 抽選となった場合、申請されたすべての方に、当落を通知します。

## 10 実績報告書の提出

補助対象者となった方（交付・不交付決定通知書で「補助金を交付する」となった方）は、補助対象機器の設置完了後、直ちに「住宅用エネルギーシステム設置費補助金実績報告書（様式第4号）」に必要書類を添付の上、環境課窓口<sup>1</sup>に直接持参、または環境課あてに郵送（3月8日午後5時<sup>2</sup>必着）してください。

提出期限
令和4年3月8日（火）午後5時

（注 意）

- ・すべての添付書類が整わない場合は、受け付けすることはできません。

## 11 補助金額の確定

実績報告書の内容を審査し、交付すべき補助金の額が確定しましたら、「住宅用エネルギーシステム設置費補助金確定通知書（様式第5号）」により通知します。

## 1.2 補助金の請求

確定通知書を受領しましたら、「住宅用エネルギーシステム設置費補助金交付請求書（様式第6号）」に補助金の振込先等を記入し、環境課窓口<sub>（3月31日午後5時必着）</sub>に直接持参、または環境課あてに郵送（3月31日午後5時必着）してください。

補助金は、申請者が指定した金融機関の口座（申請者本人名義）に振り込みます。

<b>提出期限</b>
令和4年3月31日（木）午後5時

## 1.3 その他の注意事項

- ・ 令和3年度補助事業に係る様式は、令和3年度に限り有効です。
- ・ 申請書、実績報告書、請求書等の郵送に係る費用は、自己負担となります。
- ・ 申請書等への記入漏れ、必要書類の添付漏れがないようご注意ください。また、請求書には押印が必要となりますのでご注意ください。

## 1.4 交付決定後に補助対象機器の設置を変更・中止する場合

補助金の交付決定後、補助対象機器の設置する内容を変更する場合や中止する場合は、「変更等承認申請書（様式第3号）」に必要書類を添付の上、環境課窓口<sub>（3月31日午後5時必着）</sub>に直接持参、または郵送してください。

## 1.5 定期報告書の提出

補助金の交付を受けた方は、令和4年4月からの1年間につきまして「定期報告書」の提出をお願いします（半年に1回・計2回）。

「定期報告書」の様式は、設置機器により、2種類に分かれています。



(1) 「住宅用エネルギーシステム設置費補助金定期報告書（太陽光発電システム）」について

- ・ 月々の発生電力量、売電力量、買電力量を記入してください。  
※通常、太陽光発電システムと一緒に設置したモニターに、毎月の発電量などが記録されます（モニターに記録された発生電力量の確認方法は、取扱説明書でご確認いただくか、メーカー等にお問い合わせください）。  
※売買電力量は、モニターで確認できない場合は、電力会社からの検針票に記載されている数字を記入してください。

(2) 「住宅用エネルギーシステム設置費補助金定期報告書（太陽光発電システムを除くシステム用）」について

- ・ 月々の電気使用量、またはガス使用量を記入してください。  
※領収書や検針票等に記載されている数字を記入してください。

(1)、(2) とも、半年分を記載しましたら、環境課環境企画係の窓口へ直接、またはFAX・郵送・Eメールにより環境課へ提出してください。  
なお、提出にかかる費用は報告者の負担になります。

(注 意)

- ・ 定期報告書の提出がない場合、補助金の交付の決定を取り消すことがあります。

## 1.6 設置後の管理

補助金の交付を受けて設置した機器は、耐用年数の間は適切に管理してください。また、同期間内に機器の処分や譲渡などをする場合は、事前に環境課までご連絡をお願いします。

令和3年度「久喜市住宅用エネルギーシステム設置費補助金」手続きの流れ

番号	手続き	提出する様式	添付書類等
1	交付申請 【窓口・郵送のいずれか】	交付申請書 (様式第1号)	①設置場所の案内図(地図) ②設置見取り図(補助対象機器の設置位置等が分かるもの) ③経費の内訳が分かる契約書の写し(令和3年4月1日以降の契約書) ※契約前に申請する場合は見積書でも可。ただし契約書は受付期間終了日までに必ず提出 ④設備・機器の規格等が判別できるカタログ等の写し ⑤その他市長が必要と認める書類
2	受付期間・抽選 受付期間：令和3年5月6日(木)～12月28日(火) 抽 選 日：令和4年1月17日(月)		
3	交付・不交付の決定	なし	抽選後(抽選を行わない場合は受付期間終了後)、市から「交付・不交付決定通知書(様式第2号)」を送付します。
4	実績報告 【窓口・郵送のいずれか】  令和4年3月8日 (火)午後5時 (必着)	実績報告書 (様式第4号)	①領収書の写し ②設置状況の写真(機器設置前及び設置後の写真、各1枚) ③電力受給契約申込書の写し及び接続契約の締結が確認できる書類の写し(太陽光発電システムが補助対象となった場合のみ) ④その他市長が必要と認める書類
5	交付額確定	なし	実績報告書の審査後、市から「交付額確定通知書(様式第5号)」を送付します。
6	請求 【窓口・郵送のいずれか】	交付請求書 (様式第6号)	なし
7	補助金の交付		
8	定期報告 【窓口・郵送・FAX・Eメールのいずれか】	各補助対象機器の「定期報告書」	補助金の交付額が確定した年の4月から翌年3月までの1年間についてのデータを、毎月記録し、半年に1回、計2回、環境課へ提出してください。

- 交付決定後に、設置する機器の変更や設置を中止した場合は、「変更等承認申請書(様式第3号)」及び変更等の内容の分かる書類を提出してください。